

国内・海外向けオウンドメディアに係るコンサルティング業務 仕様書

1 事業目的

ひょうご観光本部は、令和8年2月にオウンドサイトである兵庫県公式観光サイト「兵庫観光 navi（多言語サイト：Visit HYOGO）」をオープンした。

また、令和8年1月にはひょうご新観光戦略（5か年）の中間見直しが兵庫県より策定され、改めて目指すべき指針も策定された。

この戦略を指針とし、「より深く、何度でも訪れたい地、HYOGO」達成のため、オウンドメディアの運営は、発信テーマに応じたターゲットの設定、兵庫の強みや独自性を活かした情報発信、結果としてリピーターや兵庫ファンの増加が実現できるような戦略的な運営が求められる。

そのためには、専門家によるオウンドメディア分析や主体的な施策推進により、WEBとSNSによる発信を相互補完的かつ効率的に実施し、相乗効果を生み出すプロモーションにしていくことが重要である。結果として、デジタル媒体を駆使した本県へのさらなる誘客を図っていく。

2 業務の名称

国内・海外向けオウンドメディアに係るコンサルティング業務

3 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、委託者という）

4 事業費

3,300,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

5 契約期間

契約日 ～ 令和9年3月31日

6 業務内容

業務にあたっては、委託者のオウンドメディア運営、及びデジタルマーケティングによるインバウンドプロモーション業務の戦略・方針、ターゲット等を熟考のうえ考察し、それらを踏まえて下記について実施すること。

（1）オウンドメディア運営に係るコンサルティング

ア 兵庫観光 navi 及び多言語サイト Visit HYOGO の分析

県公式観光サイトについて原則月1回分析を実施し、レポートをもってサイト運営に係る助言を行うこと。分析はGA4の活用を基本とし、レポート様式は問わない。また、委託者オウンドサイト上のAIモデルコースから得られる回答データによるクロス分析も実施すること。

なお、分析に先立ち、単純なPVやユーザー数だけではなく、本県の観光戦略を踏まえたオウンドメディアの役割を明確にした上でKPIを設定し、分析結果により次の動きを具体的に示すなどPDCAサイクルを確立すること。

【参考】

兵庫県公式観光サイト「兵庫観光 navi」：<https://www.hyogo-tourism.jp/>
海外向けサイト「Visit HYOGO」：<https://www.hyogo-tourism.jp/world/>

イ SNS の分析及び戦略的運営方針の企画立案

委託者が運営する SNS について、戦略的な運営方針を企画立案すること。なお、委託者側で行っている投稿方針について、改変を行う・行わないは別にして、相応の根拠とともに方針を提案すること。実際の運営方針については委託者と協議の上で決定する。

また、SNS の分析は Instagram のみで良いこととし、原則月に 1 回レポートをもって分析結果の報告及び運営の助言を行うこと。

【現在委託者で運営している主な SNS】

媒体	投稿頻度と種類	備考
Instagram https://www.instagram.com/hyogonavi_official/	ストーリーズ投稿：週 2 回 フィード投稿：週 1 回※UGC リール動画：年 6 回以上	1 アカウントでインバウンド向きにも発信 日本語、英語、繁体字、不定期で韓国語
Facebook（日本語） https://www.facebook.com/hyogokanko	Instagram のフィード投稿と同じ投稿：週 1 回	
Facebook（多言語） https://www.facebook.com/HyogoTheHeartofJapan	Instagram のフィード投稿と同じ投稿：週 1 回	英語、繁体字、不定期で韓国語
X https://x.com/Hyogo_Tourism	不定期	有効な情報のリポスト
Youtube https://www.youtube.com/channel/UCqGQWygCqYw47sXeXn_E0lw	不定期	制作した動画の掲載

ウ オウンドサイトの掲載コンテンツ制作業務に係る企画立案及び業務推進

本業務とは別に、リニューアルした兵庫観光 navi（及び Visit HYOGO）において、国内外へより充実した情報発信を行うことを目的として、オウンドサイト掲載用コンテンツの制作業務を別途実施（公募型プロポーザルにて事業者決定）する予定である。

については、受託者はコンサルティングの立場から当該制作業務のコンテンツ案の案出しなど主体的に企画立案し、WEB 及び SNS の分析結果等を活用しながらコンテンツ制作業務を推進すること。なお、当該制作事業者との折衝等については、委託者とともに打合せに同席するなど主体的に対応することとする。

エ WEB 及び SNS の相互補完的かつ効果的な発信のための企画提案

上記ア～ウの業務を各々独立したものとして捉えるのではなく、WEB 及び SNS の発信や分析を一気通貫として捉え、相互補完的かつ効率的に実施し、相乗効

果を生み出すプロモーションになることが重要である。そのための具体的な手法を企画提案すること。

オ その他

当本部が実施するオウンドメディアに係る施策について、上記ア～ウ以外についても、当本部が助言や提案を求めた場合は、専門的な知見を用いた上で速やかに対応すること。

(2) 目標設定

上記(1)オウンドメディア運営に係るコンサルティング業務を実施することで、達成できる目標値を設定し、目標値達成に向けて、効果的かつ効率的に業務を遂行すること。なお、目標値は事業者決定後に委託者と協議の上、最終決定することとする。

7 成果物の提出等

(1) 成果物

受託者は本業務が終了したとき、「実績報告書」を作成し、紙媒体及び電子データを各1部提出すること。納品方法は委託者が確認できるものであれば指定しない。

(2) 納品期限

令和9年3月31日(火) 17時00分

(3) 納品場所

公益社団法人ひょうご観光本部

神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階

8 著作権・肖像権

受託者は、委託者が提供する画像・テキスト等を除き、使用する画像等が他者の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続を行うこと。また、撮影・使用する動画、写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。

本業務の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に委託者と協議することとする。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、委託者から支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

9 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の

業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

1 0 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

1 1 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

1 2 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は委託者で行う。
- (2) 委託者は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (3) 契約条項は、委託者において示す。
- (4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が 200 万円を超える場合は、委託者に対して、審査結果通知後 7 日以内に委託料の 10 分の 1 の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、または過去 2 年間に法人・国等と契約を締結・履行したことを記載した誓約書を提出した場合において契約保証金の全部または一部を免除することができる。

1 3 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

1 4 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

1 5 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本業務が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

16 その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。